

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第2回大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。8番、阿部俊作君及び9番、東梅康悦君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から6月8日までの7日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月8日までの7日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議長会等の動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますのでごらん願います。

続いて、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会の報告は、お手元に配付しております報告書のとおりですのでごらん願います。

次に、行政報告を行います。町長、御登壇願います。

○町長（平野公三君） 本日ここに、平成29年第2回大槌町議会定例会が開催されるに当たり、3月定例会以降における行政運営について御報告を申し上げます。

東日本大震災津波の発生から、7度目の夏を迎えようとしております。改めて、震災

で犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、応急仮設住宅での生活を余儀なくされている皆様を初め、復興途上にある中で、さまざまに町民の皆様に御不便をおかけしていることへの御理解と御協力に対して、おわびと感謝を申し上げ、1日も早いまちづくりの完遂に努めてまいります。また、今なお全国各地の個人、団体等から多くの御支援をいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

こうした中、震災からの復興を機に培ったつながりやきずなを生かした取り組みとして、去る3月24日、千代田区において大槌復興支援マルシェを開催いたしました。町内の10事業者とともに私も参加し、町のPRを行うとともに、石川千代田区長とも面会し、支援への感謝と今後の連携についてお願いをしてまいりました。引き続き、こうしたつながりやきずなを大切にしながら、町民が実感できる復興を目指してまいります。

さて、去る4月28日に議会全員協議会で報告しました安渡小東団地における擁壁の沈下につきまして、補修状況の途中経過を御報告いたします。

まず、御報告の翌日の4月29日に、現地において住民説明会を開催し、関係者の方々に改めておわびを申し上げるとともに、原因及び補修工法について御説明いたしました。そのあと、採取したサンプルの配合試験結果を受けて、5月12日から沈下した擁壁を取り外し、地盤改良を行っております。地盤改良の範囲につきましては、改めて地盤調査を行うことにより決定しております。

擁壁が沈下した宅地は3カ所ですが、5月末の時点で2カ所の地盤改良が終了しております。

地盤改良が終了した2カ所については、1週間程度の養生期間を置いた上で擁壁を復旧し、6月20日ごろには補修が完了する見込みです。

残る1カ所につきましては、隣の宅地において、既に建築工事が始まっているため、建築業者と工程の調整を行った結果、6月17日頃から補修工事を行うこととしております。7月初旬には、全ての補修が完了する見込みとなっております。

町外の状況ではありますが、去る5月8日に発生した釜石市尾崎白浜地区の林野火災は、空気の乾燥や強風の影響もあり、約400ヘクタールという広大な面積を焼損する結果となりました。人的な被害がなかったことは幸いでしたが、地震・津波といった自然災害だけではなく、災害にはさまざまなことがある、それに応じた対策が必要になることなど、当町においても改めて災害対応のあり方を点検する契機となりました。

以下、町政運営の概要について、御報告申し上げます。

まず、台風10号被害への対応について申し上げます。

昨年8月の台風10号により被害を受けた大槌川、小槌川については、県と町による河川改修や河川掘削が実施されており、町が工事発注をした管理河川区域内の災害復旧工事については、関係者協議を踏まえながら、現場作業の調整を進めているところです。また、農林業の被害への対応については、復旧工事等の同時進行のために入札不調が続いていた農地等災害復旧工事の発注割合は8割を超え、現在まで対象農地等24カ所のうち20カ所、林道1路線の災害復旧工事を実施しております。いずれも早期の完全復旧を目指して工事を進めてまいります。

次に、復興を支える組織体制について申し上げます。

職員確保については、6月1日現在において、全国の自治体より125名の応援を受け、正規職員合わせて248名体制で復興に向けた各事業を展開しているところです。なお、本年度より、震災の経験を次世代に伝える事業の推進のため、公民連携室を震災伝承推進室に改めるとともに、都市整備課については、各地の実情に合わせたきめ細かな対応ができるよう、地域ごとの班体制に再編しました。また、環境整備課については、用地課と三陸沿岸道路・国土調査班を統合したほか、町民課については、清掃管理班を新設するなど、復興のステージの変化に合わせた組織体制の見直しを進めております。現在の部局体制については、平成30年度まで継続する予定ですが、引き続き復興後の体制を見据えながら、効率的な組織運営を検討してまいります。

次に、主な復興事業の進捗状況について申し上げます。

各復興事業において鋭意造成工事を進めており、土地区画整理につきましては、町方地区、赤浜地区、吉里吉里地区で仮換地指定率が100%に達し、安渡地区では84%となっております。また、使用収益開始率では、町方地区で67%、安渡地区で17%、赤浜地区で63%、吉里吉里地区で81%となっており、いずれの地区においても早期に住宅建築ができるよう進めてまいります。

防災集団移転の宅地整備につきましては、全体で422宅地の整備を進めており、全体の73%に当たる、108宅地が完成し随時引き渡しを行っております。

※
漁業集落防災機能強化事業の宅地造成につきましては、浪板地区で造成工事が完了し、宅地の引き渡しを行っており、赤浜地区については、7月の造成完了に向け工事を進めております。

今後においても予定どおりに工事進捗が図られるよう、工程管理に努め、しっかり進

めるとともに、適時に情報を公表してまいります。

次に、循環型道路網整備について申し上げます。

町道三枚堂大ケ口線（仮称）三枚堂大ケ口トンネルについては、去る4月27日に安全祈願祭と着工式が開催され、ゴールデンウィーク明けに三枚堂側坑口から発破等により本格的にトンネル掘削を開始しております。平成31年3月完成に向けて、安全に工事を進めてまいります。

また、大桎橋架け替え工事については、4月20日、大ケ口地区周辺の方々を対象に工事説明会を実施しました。住民の皆様からは早く完成するようという意見が多く、今後仮橋、仮道設置工事をし、本格的に架け替え工事を進めてまいります。

国土交通省の復興道路、復興支援道路については、山田南インターチェンジから宮古までが平成29年度の開通予定となっており、着々と三陸沿岸道路が復興の加速へ寄与することになります。大槌インターチェンジから山田南インターチェンジまでは、平成30年度開通予定で、現在大槌インターチェンジ周辺の工事が本格化しております。釜石山田道路区間の釜石北インターチェンジから大槌インターチェンジまでの4.8キロメートルは平成31年度開通見込みと発表されておりますが、復興のさらなる進捗に向けて、町としても早期開通を引き続き国等関係機関に要望してまいります。

次に、防災・減災の取り組みについて申し上げます。

避難路整備については、桜木町において、震災後初の避難路が3月末に完成し、4月17日に竣工式及び現場見学会を開催しております。おさなご幼稚園の園児や地域住民の方々に参加いただき、実際に避難路を歩く体験をしていただきました。今後も緊急性と事業実施の可能性を精査した上で、順次整備を進めてまいります。

ソフト面の取り組みについては、洪水や土砂災害時に確実かつ安全に避難していただくため、現在大槌町防災マップの作成を進めております。この防災マップは各地区の土砂災害危険箇所や洪水浸水想定区域のほか、避難所や避難場所、災害に役立つ情報を掲載しており、台風シーズン前に町民の皆様にお配りしたいと考えております。

加えて、町民の方々の防災への意識高揚と地域間の連携強化を図るため、5月18日、第1回自主防災連絡会を開催しました。地域防災力の底上げを図るべく、訓練運営の企画立案や運営協力、出前講座などを通じて、自助、共助の地域防災力を高める取り組みを進めてまいります。

次に、震災伝承の取り組みについて申し上げます。

(仮称) 御社地エリア復興拠点施設については、現在基礎工事を実施中であり、平成30年2月末の完成に向け遅延なく進行中であります。

生きた証プロジェクト推進事業については、平成26年度から3年にわたり御遺族より聞き取りをしてまいりました。そして本年3月11日に、平成26年度から平成27年度の間聞き取りを終え、掲載同意をいただいた545名の方の「生きた証回顧録」平成28年度版を発行しました。現在、御遺族の方への送付作業を実施中であり、9割の御遺族への発送を完了しております。本事業は、現在聞き取り保留となっている80名ほどの御遺族に対し、平成29年度も聞き取りを継続したいとする生きた証プロジェクト推進協議会の意向を受け、町としてもこれに賛同し、平成29年度も継続実施することとしております。

次に、集会所整備の状況について申し上げます。

白澤寺野地区ふれあい集会所につきましては、本年3月13日に工事が完了し、3月26日に落成式を開催いたしました。花輪田地区集会所につきましても、本年3月31日に工事が完了し、4月9日に落成式を開催いたしました。どちらも本年4月に指定管理者と維持管理委託契約を締結し、運用が開始されております。

次に、リサイクルセンターの整備状況について申し上げます。

ごみの減量化・資源化を推進し、ごみ処理を安全、安定的に行うため、資源化を主とするリサイクルセンター建て替えの基本実施設計に着手したところであります。施設の整備に当たっては、本施設が周辺地域の環境に及ぼす影響について調査及び予測する生活環境影響調査を実施し、地域の生活環境の保全に適正に配慮してまいります。

次に、水道未普及地区対策事業について申し上げます。

水道未普及地区において安定的な飲料水の確保が困難な町民を対象に、大槌町水道未普及地区対策事業補助金制度を4月1日から施行しております。現在までの補助金申請件数は1件であり、この制度を利用し井戸掘り工事を完了しております。

この制度PRのため、広報・ホームページ掲載や未普及地区を対象とした個別説明等を実施しているところであります。

次に、子ども子育て支援について申し上げます。

子ども子育て支援の充実強化につきましては、今後の町の乳幼児数を見据えた教育・保育体制や、多様な保護者ニーズに対応するため、今般、大槌町子ども・子育て支援事業計画の見直しを行ったところです。今後、計画に基づき、持続可能な教育・保育環境の構築に向け、民間保育園等が行う施設整備を支援していくとともに、町立安渡保育所

のあり方についても、地域の方々に対し十分に説明を行ってまいります。

次に、介護・高齢者福祉施策の状況について申し上げます。

高齢者福祉については、見守りや相談サービスの提供等、暮らしを支える支援の充実を図り、心身ともに健康で、自立した生活を送れるよう、介護予防に積極的に取り組んでおります。

本年度より大槌町行方不明高齢者等早期発見事業を開始し、徘徊のおそれがある高齢者等の事前登録を進め、行方不明者が発生した場合には、釜石警察署や大槌消防署、事業に協力いただける民間事業者と情報共有を行い、行方不明者の早期発見に取り組んでまいります。

次に、応急仮設住宅への支援について申し上げます。

応急仮設住宅には5月末現在、1,090世帯、2,216人が入居し、震災から6年が経過した現在も不自由な生活を余儀なくされております。入居している方々が、1人残らず笑顔で元気に恒久的な住宅に移行していただくよう、本年度も仮設住宅支援員を、入居状況や仮設住宅の集約計画などを勘案しつつ配置しております。また、支援員の運営管理において、町の直営から大槌町社会福祉協議会への委託とし、仮設住宅支援員と社会福祉協議会の生活支援相談員が密に連携を図ることができる体制に構築し、入居者の方々に効果的かつ効率的な見守り支援を行い、災害公営住宅などへ移行した後の支援へとつながる、将来を見据えた一体的な取り組みを推進しております。

次に、被災者再建支援について申し上げます。

応急仮設住宅の供与期間の一律延長が完成の日から7年間で終了し、特別な理由がある方に限り平成31年3月末までの入居延長が認められる特定延長に切り替わるため、特定延長対象者の確認作業とあわせ、入居者への再建を促し、再建に係る悩みや疑問を抱える入居者に対しては、本年度から大槌町被災者再建支援事業による再建支援相談員を配置し、被災者がスムーズに再建できるよう、庁内外の関係機関との連携を図りながらサポートしてまいります。

次に、大槌型コミュニティ総合支援について申し上げます。

昨年度はコミュニティ形成予算と銘打って、各地域においてコミュニティ形成に向けたさまざまな事業を、果敢に取り組んだところであります。引き続き、コミュニティ形成は町の重要課題と強く捉えていることから、昨年の取り組みの成果と反省も踏まえ、さらなる事業の推進を図るため、改めて地域住民に本事業の浸透を図りながら推進して

まいります。

本年度は、町方地区や小枕地区の住宅再建が本格化することから、自治組織の立ち上げなどについて重点的に支援していくとしているほか、取り組みにおいては、地域コーディネーターを本年度も各地域に配置し、住民が主体となって自発的に地域活動が行われる、人と人とのつながりの強い「元気な近所づくり」の支援を推進してまいります。

また、行政と町民が協働してコミュニティの活性化を図る取り組みとして、まちづくり団体の一般社団法人COLEREとキッチンカーを活用した、まちのにぎわい創出と地域コミュニティの活性化を推進するなど、今後、人、財源とも縮小していく中において、コミュニティの維持や活性化を支援する上で不可欠となる住民との協働についても、強く推進することとしております。

次に、農林水産業の振興について申し上げます。

農業の振興については、昨年発生した台風10号の影響を軽減させることを最優先の課題として、国の補助対象となった被災規模の大きい農地等を中心に工事発注を進めておりますが、そのほか、農家がみずから行う災害復旧経費に対する補助制度を構築するなど、営農活動の支援に取り組んでおります。

また、全国的に被害が拡大している有害鳥獣の対策として、大槌町鳥獣被害対策実施隊による日本カモシカ等の一斉捕獲といった駆除活動等を実施しております。

※
林業の振興については、木材流通を促進するための新たな補助金を構築したほか、町有林を計画的に活用するため、植林事業等に着手したところであります。

水産業の振興については、町水産業界の団体等が委員となっている大槌町水産振興会において、今年度は、担い手の確保・育成、魚市場の機能強化、衛生管理面の強化と地域ブランド化の取り組みを進める方針が決定されました。今後、総務省のコミュニティ助成事業等を活用し、担い手育成事業を進めるほか、漁協等と連携して盛漁期に向けた廻来船誘致活動や資源管理の強化に取り組んでまいります。

次に商工業の振興について申し上げます。

商工業の振興については、町方地区等の土地の引き渡しが始まり、事業者の本設再建が本格化しつつあります。町では、中小企業被災資産復旧事業費補助金などの各種補助金制度のほか、おおちゃん融資制度、復興特区法に基づく税制優遇特区制度を活用し、引き続き復興への歩みを後押ししてまいります。また、新規事業者の創出については、町独自の起業促進補助金制度などを活用した新規起業者が、今年度、既に3件の実績が

出ているところであります。今後も国、県の企業支援制度周知とあわせ、新規起業者の創出を図ってまいります。

今後、復興が進むにつれ、商工業者が抱える課題もますます多様化されるものと認識しており、町としては、商工会、金融機関などとこれまで以上の協力体制を築くことで、これを解決したいと考えております。

目に見える形で日々事業再建が進むとともに、ことしの夏には、末広町よ市が復活することを受け、新たなまちづくりの機運の高まりを感じているところであり、時機を逃さず施策を展開してまいります。

次に、企業誘致の促進について申し上げます。

企業誘致の促進と雇用対策の強化については、震災後に立地協定を締結した5社のうち、平成28年度までに4社が操業を開始し、本年度に入り1社が操業を開始しました。今後も企業誘致のほか、事業拡張計画のある企業、情報の把握とともに、必要な支援を行い、就業先拡大に向け、取り組みを推進してまいります。

また、雇用のミスマッチや労働力不足に対応するため、県や関係機関とも連携しながら、水産加工業の宿舍確保に要する経費の補助や、町外の学校への訪問、ハローワークと連携した就職相談会出張窓口、UIターンの促進に向けた助成制度を継続するとともに、仕事と家庭の両立に関するセミナーの開催や、超時短勤務など、多様な働き方の啓発に努めるなど、就業、雇用確保に係る施策を推進してまいります。

次に、観光振興のさらなる促進について申し上げます。

観光振興については、5月28日、地域住民と連携した民間イベントである大槌新山高原ヒルクライムが開催されました。当日は250名が競技に出場し、運営ボランティアも約100名が参加するなど、町内外から大勢の方々に御参加いただき、交流人口の拡大や観光産業の活性化につながるものと考えております。

また、観光振興のさらなる促進に向け、町民、関係団体、事業者等の連携による観光まちづくりの指針等を定め、効果的に観光復興を推し進めることを目的とした大槌町観光ビジョンを策定するため、本議会において必要な予算を御提案することとしております。

今後も町民の皆様と一体となって、町の復興と観光を盛り上げていけるよう取り組んでまいります。

次に、ブランド推進と観光物産協会の再構築について申し上げます。

町産品のブランド化については、販路拡大を目的に、沿岸地域の商品アイテムの充実を検討している盛岡市内の百貨店、県のアンテナショップであるいわて銀河プラザ、応援職員の派遣元自治体等で行われる物産イベント等へ出店し、販売及びPRを行う予定としております。

今年、新巻鮭開発の祖、大槌孫八郎政貞の没後400年に当たることから、この機会を契機に、「新巻鮭発祥の地おおつち」として効果的な情報発信を行い、大槌町の知名度向上と特産品の販路拡大・ブランド化につなげるよう取り組んでまいります。

また、課題となっている観光物産協会の再構築につきましては、本来あるべき姿を実現するため、関係機関と検討を進めてまいります。

次に、教育行政の動向について申し上げます。

新年度になり、大槌学園・吉里吉里学園、両学園とも順調に小中一貫教育が進められているところです。

大槌学園のグラウンドにつきましては、この3月に引き渡しを終え、4月から使用を開始しております。5月20日には、新しいグラウンドで体育祭が盛大に行われたところです。

こども教育センターにつきましては、5月31日に落成式が行われ、放課後の子供の教育活動や学習活動の場として、現在100名の子供たちが元気に活動しております。今後、主体的な学びの場として、子供たちに提供してまいります。

大槌型教育プロジェクトにつきましては、これは学校教育と社会教育の融合を図りながら、町で育て、町が育つ仕組みづくりを目指して、4月21日に第1回実行委員会が行われるところです。今後も会議を重ね、幼稚園、保育園等の就学前教育から高校教育、いわゆる0歳から18歳までの連続した学びの保障を進めてまいります。

また、地域課題解決学習として、大槌町の高校生が昨年10月から半年間、自分の身の回りにある課題に対し、みずから行動して学びを深めながら未来を描き、その未来に少しでも近づくようなプロジェクトを考える「大槌町高校生マイプロジェクト」の報告会が4月25日に行われ、115名の地域の方々に参加いただきました。

姉妹都市であるアメリカ合衆国カリフォルニア州フォートブラッグ市との生徒間交流については、去る3月13日から25日の13日間にわたり生徒8名を派遣し、充実した派遣交流を行ってまいりました。今年度は9月にフォートブラッグ市からの派遣生を当町に受け入れる予定であり、引き続き両市・町の交流を深めてまいります。

次に、生涯学習の促進につきましては、本年度においても、家庭教育講座を初め、各種の生涯学習に関連した講座や学習会を開催するとともに、特に、地域拠点の各公民館を中心にコミュニティー活動の推進を図ってまいります。また、震災で全壊した吉里吉里分館や赤浜分館の再建に向けて取り組んでまいります。

スポーツの振興では、町民の健康づくりや体力づくり等の促進を図るため、町内スポーツ施設的环境整備等を進めるとともに、本年度においても、応急仮設住宅の集会場等を巡回してのニュースポーツ教室を実施するなど、誰もが気軽に楽しめるスポーツの普及・活用に努めてまいります。

去る3月25日には、株式会社楽天野球団を中心とする任意団体「TOHOKU SMILE PROJECT」による大槌こどもグリーンフィールド完成披露が栄町の仮設グラウンドで行われ、野球やサッカーなどの多目的なスポーツに利用可能な人工芝敷設の寄贈を受けております。現在、町内の各スポーツ団体やスポーツ少年団等に有効活用されております。

一方、町内の文化財の積極的な活用及び保存については、ふるさと大槌学講座や文化財展等を通じて貴重な郷土の文化財等の理解と関心を深めてもらうとともに、あわせて町の天然記念物である源水川の淡水型イトヨに関しても、特に児童生徒向けの講座等を計画しております。

なお、埋蔵文化財調査では、現在、赤浜Ⅱ遺跡等の調査整理事業を進めておりますが、本年度において本遺跡の調査報告書をまとめる予定であります。

以上、行政報告を申し述べましたが、本定例会では、条例制定や補正予算案等を御提案申し上げます。

何とぞよろしく御審議の上、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） これで行政報告は終わりました。

○

日程第 4 報告第 5号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第 5 報告第 6号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第 6 報告第 7号 大槌町地域公共交通網形成計画の策定に係る報告について

日程第 7 報告第 8号 大槌町子ども・子育て支援事業計画の変更に係る報告に

ついて

- 日程第 8 報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 9 報告第 10 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 10 報告第 11 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 11 報告第 12 号 繰越計算書について
- 日程第 12 報告第 13 号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 13 議案第 47 号 大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を
求めることについて
- 日程第 14 議案第 48 号 大槌町農地災害復旧事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 15 議案第 49 号 大槌町町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 50 号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関す
る条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 51 号 大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 52 号 大槌町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に
かかる基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 53 号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 54 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 21 議案第 55 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 22 議案第 56 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 23 議案第 57 号 財産の取得について
- 日程第 24 議案第 58 号 財産の取得について
- 日程第 25 議案第 59 号 町道の路線認定及び廃止について
- 日程第 26 議案第 60 号 平成 29 年度大槌町一般会計補正予算（第 1 号）を定め
ることについて

○議長（小松則明君） 日程第 4、報告第 5 号工事請負変更契約締結の専決処分の報告つ
いてから、日程第 26、議案第 60 号平成 29 年度大槌町一般会計補正予算（第 1 号）を定め
ることについてまで 23 件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。

議案第 47 号については町長から、それ以外については総務部長から説明を求めます。

町長。

○町長（平野公三君） 本定例会におきまして1件の人事案件を提出いたします。

議案第47号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについては、現委員の藤本俊明氏が本年4月20日をもって任期満了となることから、引き続き藤本氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

藤本俊明氏の住所は、大槌町吉里吉里3丁目2番4号、生年月日が昭和24年9月28日の67歳、任期は本年7月23日から平成32年7月22日までの3年間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格、見識ともすぐれ、適格者と考えております。

以上、よろしく御審議の上、御賛同くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 平成29年大槌町議会第2回定例会における人事案件を除く報告9件、議案13件につきまして一括で提案理由を申し上げます。

報告第5号及び第6号については、工事請負変更契約締結の専決処分の報告であります。

報告第5号は、第3分団第1・2部消防屯所建設工事、報告第6号が柁内地区雨水幹線整備工事に係る変更であります。

報告第7号については、大槌町地域公共交通網形成計画の策定に係る報告であります。

報告第8号については、大槌町子ども・子育て支援事業計画の変更に係る報告であります。

報告第9号から第11号までの繰越明許費繰越計算書及び、報告第12号の繰越計算書については、歳出予算を翌年度に繰り越したことから報告するものであります。

また、報告第13号の事故繰越し繰越計算書については、避けがたい理由のため年度内に支出が終わらなかった歳出予算を、翌年度に繰り越したことから報告するものであります。

報告第9号は、平成28年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。

報告第10号は、平成28年度大槌町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

報告第11号は、平成28年度漁業集落排水処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書であ

ります。

報告第12号は、平成28年度大槌町水道事業会計予算繰越計算書であります。

報告第13号は、平成28年度大槌町一般会計事故繰越し繰越計算書であります。

議案第48号から議案第53号までについては、条例の制定及び一部を改正する条例であります。

議案第48号大槌町農地災害復旧事業分担金徴収条例の制定については、地方自治法第244条及び同法第228条第1項の規定に基づき、農地災害復旧事業に係る分担金を受益者から徴収するため、新たに制定するものであります。

議案第49号大槌町町税条例等の一部を改正する条例については、本年3月31日に公布された地方税法等の一部改正に伴い、控除対象配偶者の定義の変更及び軽自動車税のグリーン化特例の施行日の変更に伴う所要の改正であります。

議案第50号復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、同措置の適用期限を平成33年3月31日までとする所要の改正であります。

議案第51号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行令の一部改正政令に伴い、所得指標である合計所得金額から租税特別措置法に規定する長期譲渡所得等に係る特別控除額を控除した額を用いるため、所要の改正を行うものであります。

議案第52号大槌町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行規則の一部改正省令に伴い、主任介護支援専門員の定義の改正など所要の改正を行うものであります。

議案第53号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例については、新たに整備される大町町営住宅及び大町第2町営住宅を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第54号から第56号までは、工事請負契約の締結についてであります。

議案第54号工事請負契約の締結については、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区ほか第1期工事に係る変更契約であります。

議案第55号工事請負契約の締結については、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区ほか第2期工事に係る変更契約であります。

議案第56号工事請負契約の締結については、沢山地区内水排除工事に係る変更契約であります。

議案第57号及び第58号については、財産の取得であります。

議案第57号財産の取得については、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車に関する財産取得であります。

議案第58号財産の取得については、大槌町災害公営住宅買取事業（町方地区）災害公営住宅に関する財産取得であります。

議案第59号町道の路線認定及び廃止については、復興事業に伴い起点、終点位置に変更が生じた町道について、認定2路線、廃止1路線を実施するものであります。

議案第60号平成29年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについては、鎮魂の森基本計画策定業務委託料等により、歳入歳出予算に2億3,608万3,000円を追加し、歳入歳出総額を551億1,608万3,000円とするものであります。

第2条は債務負担行為の追加1件、第3条が地方債の追加2件、変更1件の補正であります。

以上、一括で提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって当局からの説明は終わりました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす3日から5日は、議案思考のため休会とし、6日は午前10時より再開いたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午前10時47分